

令和4年3月11日
土木部道路課

道路法第37条の占用制限の指定について

1 経緯

道路法の一部を改正する法律が平成25年に施行され、道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められた場合において、区域を指定して道路の占用を禁止し又は制限することができることとなった。(道路法第37条)

2 目的

全国の電柱の本数は、年間約7万本のペースで増え続けている状況にある。東京都は都市防災機能の強化等の観点から、都内全域で電柱の新設を禁止する取組を推進している。

江東区でも災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、道路法第37条に基づき新たに地上に設ける電柱の占用を禁止又は制限する。

3 指定路線及び理由

(1) 指定路線

別紙一覧表のとおり(参考1、2)

(2) 指定理由

今回の指定は過去に単独地中化が完成している路線を対象としており、将来にわたり電柱が新設されることを防ぐことを目的にしている。

今後は江東区無電柱化推進計画における優先整備路線、緊急輸送道路等への指定について検討をおこなう。

4 占用を禁止し、又は制限する物件

新たに地上に設ける電柱(新設の禁止を開始する日より前に占用を認めた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、やむを得ない事情があり直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、期限を定めて仮設の電柱の設置を認める。

5 制限開始日

令和4年4月1日

6 他区の状況

中野区	令和2年2月指定	5路線	延長約	1.2km
渋谷区	令和2年5月指定	106路線	延長約	17.7km
台東区	令和2年9月指定	120路線	延長約	26.1km